

高知県事業承継・引継ぎ支援事業

統括責任者補佐 公募要項

高知商工会議所では、高知県事業承継・引継ぎ支援事業を実施するにあたり、統括責任者補佐の委嘱者を募集いたします。

本事業については、国の採択を前提に募集するものであることを予めご了承ください。

1. 高知県事業承継・引継ぎ支援事業について

現下の厳しい経済情勢の中、後継者未定又は不在の中小企業者の事業承継・引継ぎ支援への取り組みを強化することが必要である。このため、多種多様で、事業内容や課題も地域性が強いという中小企業の特徴を踏まえ、各地域の関係機関や専門家等が連携して、中小企業者の円滑な事業承継・引継ぎを支援する。

2. 募集職種・募集人数

統括責任者補佐 2名

3. 業務内容

高知県事業承継・引継ぎ支援センターに関わる以下の業務を担う。

- ①中小企業者等の事業引継ぎ等に係る相談
- ②民間や士業法人等によるマッチング支援機関への橋渡し
- ③事業引継ぎ等に必要な助言や専門家の紹介、マッチング、資料作成等の支援
- ④当センターに関する事業の計画、実行、報告、統制等

4. 募集要件（応募資格）：別紙参照

5. 事務所：高知県事業承継・引継ぎ支援センター内

高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター4階

6. 任用期間：令和6年8月1日～平成7年3月31日（予定）

（就業状況や成果に応じて、年次更新の可能性あり）

7. 就業時間：週4日程度 9時～17時（土曜・日曜・祝日休み）

（面接で希望日数を確認します）

8. 委嘱内容：統括責任者補佐としての業務委嘱

（高知商工会議所の雇用ではなく、専門家としての業務委嘱）

9. 報酬等：高知商工会議所の定めによる。

(日額報酬制、社会保険、出勤にかかる交通費は自己負担)

10. 応募方法：以下の応募書類を作成の上、問合せ先まで郵送

①履歴書（書式自由・写真添付）

②職務履歴書（A 4枚数制限なし・書式自由）

- ・経験した業務内容
- ・中小企業者に対する事業承継支援実績（3件程度）
- ・専門分野・得意分野（具体的に）
- ・志望理由
- ・中小企業の事業承継について所見

11. 募集期間

令和6年6月21日（金）～令和6年7月4日（木）17時まで

12. 選考方法

書類選考に通過した方のみ、電話にて面接選考の日程・場所をご連絡いたします。

2次面談に通過したのち、採用となります。

13. その他

- ①応募（応募書類及び問合せ内容を含む。）の秘密は厳守します。
- ②応募された書類は返却しません。
- ③応募書類は本件の採用目的以外に使用しません。
- ④面接応募に係る費用は支給しません。
- ⑤選考過程についてはお答えしません。

14. お問合せ先

高知商工会議所 担当：平島、柿葉、中越

〒780-0870

高知市本町1-6-24 TEL088-875-1177

統括責任者補佐 応募要件について

資格 職能	統括責任者補佐
資格要件 （右のいずれかに該当する者であること）	① 民間M&A仲介業者又は金融機関等において、事業承継支援業務や第三者承継（M&A）支援業務の実務経験を有する者 ② 公認会計士資格を有し、又はこれらと同様の能力を有すると認められ、かつ第三者承継（M&A）支援業務の知見・実務経験を有する者 ③ ①～②に準ずる能力を有する者。
組織マネジメント	センターの組織方針を踏まえ、統括責任者の補佐役として、また現場の最前線で実務をリードし、業務を推進することができる。 また、組織の業務を行う上で必要となる社会経済、事業承継や引継ぎに関する一般的知識を有し、顧客の立場を踏まえて業務遂行を行うことができる。
折衝・交渉	統括責任者と相談し、連携をとりながら、事業承継支援の必要性や支援効果の有無を判断することができる。 必要に応じて外部専門家を活用しながら、第三者承継支援に必要な助言や資料作成、登録機関への橋渡し等の支援を行うことができる。
コミュニケーション	相談を通じて、事業の現状を聴取、問題点を整理できる。 中小企業・小規模事業者の意向を踏まえて選択肢を提示し、それぞれのメリット・デメリットを説明できる。
業務理解・処理	統括責任者の補佐役として、行政機関、地域金融機関、経済団体等との調整を円滑に行い、地域内でのネットワークの構築を行うことができる。 また、相談案件の発掘等を行うとともに成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集を行うことができる。
基礎知識	事業分析ができ、事業計画が作成できる程度の金融、法務、会計、税務に関する基礎知識を有する。
その他	パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、E-mail）を使って資料作成等が出来る。 普通自動車の運転免許（AT 限定でも可）を持っており、実際に運転できる。 委嘱時に消費税インボイス制度に登録済みであること。